令和８年第５回江北町議会（定例会）会議録								
招集年月日	令和８年９月４日							
招集場所	江北町議場							
開散会日時及び宣言	開議	令和８年９月７日　午前９時00分				議長　井上　敏文		
	散会	令和８年９月７日　午前11時27分						
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員 出席　10名 欠席　０名 ○　出席 ×　欠席 △　不応招 ▲　公務出張	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠		
	1	酒井　明子	○	6	土渕　茂勝	○		
	2	古賀　里美	○	7	池田　和幸	○		
	3	田村　康	○	8	西原　好文	○		
	4	江頭　義彦	○	9	田中　宏之	○		
	5	三苫　紀美子	○	10	井上　敏文	○		
会議録署名議員	１番	酒井明子	２番	古賀里美	３番	田村　康		
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	山田恭輔	○	地域づくり課長	宮本大樹	○		
	副町長	山下宗人	○	農業委員会事務局長	本村健一郎	○		
	教育長	牟田久俊	○	会計室長	山﨑久年	○		
	総務政策課長	山中博代	○	こども教育課長	坂元弘睦	○		
	町民生活課長	吉原和彦	○	代表監査委員	伊東啓子	○		
	健康福祉課長	松田佳世子	○					
職務のため議場に出席した者の職氏名	議会事務局長	大島浩二						
	書記	山下太郎						
議事日程	別紙のとおり							
会議に付した事件	別紙のとおり							
会議の経過	別紙のとおり							

議　事　日　程　表

▽令和８年９月７日

日程第１　報告第４号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第３号）の専決処分について

日程第２　議案第39号　公益的法人等への江北町職員の派遣に関する条例

日程第３　議案第40号　江北町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

日程第４　議案第41号　江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例

日程第５　議案第42号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第４号）

日程第６　議案第43号　令和８年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第１号）

日程第７　議案第44号　令和８年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）

日程第８　議案第45号　令和７年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第９　議案第46号　令和７年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第10　議案第47号　令和７年度江北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11　議案第48号　令和７年度江北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12　議案第49号　令和７年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

午前９時　開議

○井上敏文議長

始める前ですが、三苫議員から遅れるとの連絡をいただいております。

それでは、ただいまの出席議員は９名で、議員定数の過半数に達しております。よって、

令和８年第５回江北町議会定例会会期４日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

お諮りいたします。議案第45号から議案第49号までは令和７年度会計の決算認定であります。つきましては、江北町議会委員会条例第４条の規定に基づき、決算特別委員会を設置し、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和７年度江北町の決算については、決算特別委員会を設置し、審査することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開９時10分。

午前９時１分　休憩

午前９時13分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、江北町議会委員会条例第５条第４項の規定により議長において指名したいと思います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、名簿のとおり10名にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の委員は全議員の10名と決しました。

次に、江北町議会委員会条例第６条第１項及び第２項の規定により決算特別委員会の委員長及び副委員長が先ほどの休憩中に委員会において互選されておりますので、報告いたします。

決算特別委員会委員長に池田和幸議員、副委員長に古賀里美議員、以上のとおり互選されました。

それでは、議事日程により逐次議案の審議に入ります。

日程第１　報告第４号

○井上敏文議長

日程第１．報告第４号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第３号）の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。８番西原議員。

○西原好文議員

事業説明の１ページを開いていただきたいと思います。

中ほどに今回派遣された従事業務というようなことで、避難所支援と住家の被害認定調査支援というようなことで２種類の支援が書いてありますけど、これは派遣先のほうからこういった方をお願いしますといって申出があるものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

それと、３ページの今回中学校の４種目と言っていいのか、バスケット男子、陸上の男女、サッカー、空手と４種目の子供たちに補助を出されているんですけど、バスケットと空手は江北中学校というような名前が出るのでいいんですけど、陸上については白石クラブ、サッカーについてはリバイバルというようなことで、名前は出ませんよね。そういった江北中学校以外と言うと申し訳ないんですけど、江北中学校に在籍はしているものの、名前が出ていない人について、今までの事例を入れて、そういった方々に補助が出ていた事例があるものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。本日は議案審議ということで、よろしくお願いします。

先ほど西原議員から２点御質問がありました。１点目については私がお答えしたいんですが、その前に一言だけ申し上げたいと思います。

本日開会をいたしまして、三苫議員、遅れられるというふうにお聞きをしました。その上で開会をされて、特別委員会を設置、そして、皆さん方、委員長、副委員長を決めるために別室に行かれました。先ほど戻ってこられて、いまだにいらっしゃらないですよね。もしよかったら、そういう御事情とは言いませんけど、何というんですかね、もちろん世の中いろいろあります。途中で事故に遭ったり、いろんなことはあると思いますけど、ただ、特定の議員が頻繁にということであれば、それはそうした緊急の事態と違うんじゃないかなという

ふうに思うんです。

せっかく今回も江北町では初めてとなります休日議会を開催していただいたり、町民の皆さんに開かれたというんですかね、議会を目指していただいている一方で、今日も傍聴の方はおられます。そういう中で、ある意味、何事もなかったかのように淡々と進むというのはいかがなものかなと正直思います。よく議員の皆さん方からは、個別には我々執行部の対応について議会軽視じゃないかとかいうことを言われたりするんですけど、執行部軽視とは言いませんけどね、我々もこうやってそろって臨んでおるわけであります。議会というのは、議会でやられているだけじゃなくて、我々執行部も含めて、まさに町民の皆さんに町政に関心を持っていただいたり、町の課題を議論する場だというふうに思っているものですから、よかったらそうした経緯というか、経過というか、事情というようなこともぜひ共有していただきたいというふうに思いますし、万が一、うっかりとか、そういうようなことが続くということであれば、それは議会そのものの規律としてぜひいろんな対応ということも考えていただかないと、課長たちも後ろの職員も含めて、土日みっちりこうやって一般質問にも対応させてもらいました。そして、その続きで今日、月曜日来ているのに、そうしたみんなでやっているんだという意識はやっぱり持っていただかないと、もちろん先輩だったり、知り合いだったり、いろいろするかもしれません。だからといって、そういうところを甘くするというのはちょっと違うと思うものですから、ぜひそこはきちんと整理をしていただいた上で進行はしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

今回、西原議員からは被災支援のその支援の内容について氷川町からの要請なのかということですけれども、御存じのとおり、佐賀県が間に入ってもらって、市町ごとのそういう人材の調整とかをしてもらっていますので、佐賀県に要請があった内容について市町に照会があり、市町から派遣をしているということですから、間接的ではありますけど、当然被災地、氷川町のニーズに応じて対応しているということであります。

以上です。

○井上敏文議長

２点目、こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

生徒奨励金については、令和５年度からクラブチームの参加が認められております。令和

５年度、６年度は約半分の種目、７年度、８年度でほぼ、バスケットと陸上を除く種目についてはクラブチームの参加が認められております。

江北町においては、令和６年度に空手道のほうが九州大会に行かれておりますので、この分は奨励金で支出をしております。令和７年度については、陸上が江北中学校の登録で参加をされていますので、こちらのほうも出しております。令和８年度からは、中体連の大会に限ってはほぼクラブチーム参加が認められておりますので、今後はクラブチームであっても江北中学校の生徒であれば奨励金を支出するということにしております。

以上であります。

○井上敏文議長

西原議員、どうぞ。

○西原好文議員

まず１点目なんですけど、家屋の被災調査ですかね、被害認定調査、こういったのは専門的なあれだと思うんですけど、そこら辺はそんなに厳しい調査じゃないものなのか、職員を派遣しておって、こんなのを任せられても大変だと思う職員がいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、そこら辺は。

それともう一点、さっきこども教育課長から説明がありましたけど、何でこういうことを私は聞くかというと、以前、タブレットのことで、よその県立中学校に行っていたりした子のことで親さんが、江北町に住んでおって、税金を親が払っていて、町の補助を何で受けられんのかという問題が起きたわけですよね、現状、タブレットのときに。それと全く一緒だと思うんですよ。名前は違うものの、例えば、龍谷中学校だとか、私立中学校だとか、そういったところに行っている子供たちが全国大会に行ったりとか、実際でいえば、今年、剣道の全国大会に行ったんですよ。ただ、今、神埼中学校に行っているけど、親は税金を江北町に納めている。そこら辺で異議が出ないかなと思ったもので、そこら辺をちょっと確認のためと言うといかんですけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

１点目についていえば、求められる派遣職員の要件ということも含めて要請が来ます。お見込みのとおり、今回はそうした専門的な知識、経験は必要ないということでありましたの

で、それを前提に選考というか、本人が申し出てくれましたものですから、中には、例えば、保健師の方にお願いしたいとか、あとは建築士の方をお願いしたいとか、そういうのもあるんですよね。ただ、今回はそういう専門性については問われ……（発言する者あり）補助だそうです。今回は業務の補助だそうです。そういうことだそうなので、あくまでも先方のニーズに応じてこちらのほうも人材は選定をしているということです。

○井上敏文議長

教育長。

○教育長（牟田久俊）

西原議員の２点目の質問にお答えしたいと思います。

県立中学校であるとか私立中学校、あるいは区域外就学で神埼中学校に行った生徒もおることは承知しておりますけれども、こういった江北中学校以外に進学する生徒については、本来、江北中学校に籍があるわけですよね。ところが、それを選択して、御自分の選択の下に県立中学校を受験して進学されるとか、私立中学校、あるいは区域外就学ということで、本来、江北中学校にいるべき人が出ているものと認識しております。こうしたことから、現在の規定におきましては、江北中学校の生徒が中体連に出る場合と規定されておりますので、その規定に基づいて、江北中学校在籍者のみ補助をしているところでございます。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。西原議員。

○西原好文議員

そしたら、大町のリバイバルと白石の白石クラブについては大丈夫だというようなことで、ほかのあれからそういった異議というか、補助をもらわれんとねというような相談あたりは今まであったことがありますか。そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

そのような問合せは今のところあっておりません。

以上であります。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、西原議員が御質問された２点目なんですけど、結構、実は本質的な問題を含んでいると思っています。江北町では、県内、太良町に次いで学校給食の無償化をしましたね。最近、佐賀市がされて、皆さんも報道で御存じのとおり、佐賀市は佐賀市立小・中学校に通う者だけに無償化するのは不公平だと、附属中学校に行ったりしている者もおってということで、その分は現金で支給するというようなことを実はされています。

江北町も当初、制度設計をするときに、そこをどうするかということを中でもぎりぎり議論しました。先ほど教育長が答弁をしてもらったように、例えば、特別支援学校に行っている子供たちは給食費の無償化の対象にしています。これは本人の――本人というか、保護者の方ということだと思いますけど、要は行きたくても行けない子供たちは対象にするけれども、例えば、青陵中学校に行っている子供は対象にしていません。それは江北中学校にこのまま進むこともできるし、あえてというんですかね、県立中学校に行っている子供もいるわけです。それは、給食費の無償化が江北小・中学校はあっているというのも御存じの上で、それでもなお、やはり青陵中学校に行きたい、もしくは行かせたいということであれば、そこまでは補助の対象にしないと。物理的に給食がないということもあるんですけど、実はそういう議論をしました。

つまるところ、あくまでも学校教育の一環として無償化をしているものですから、それは江北小・中学校に通う子供ですよということで整理をさせていただきました。なので、今回の派遣の補助も、いわゆる江北中学校の部活かどうかは別として、今、それこそ合同部活もあったり、クラブチームでも出れたりしますけれども、あくまでも江北中学校の生徒が行くときにというところは今と同じような考えでやってもらっているんだろうと思います。

確かに私、直接すごまれたこともあるんですよ、言われたこと。町長さん、うちの子供は青陵に行っていますけど、給食費の無償化はなっていないですもんねと。何で江北町に同じように住んでいるのにしてくれないんですかと言われたこともありますけれども、そのお気持ちはよく分かります。ただ、今ここで申し上げたようなことを申し上げました。

もちろん税金は払っていただいて、給食費としていただいていて、それを出さないとかいうことじゃなくて、今おっしゃったとおり、同じ税金を払っているのになぜということはいろんなところにあります。ですから、何か江北町が一つの事業しかやっていないならですけ

れども、それはそれぞれ事業の目的があって、そして、それで対象者を決めて、いろんなことでやっているわけですから、例えば、自分は年間10万円税金を納めているから10万円分はしてもらわないとということではないのがある意味公共であり、行政ということなものですから、そこはぜひ御理解をいただきたいなと思います。

以上です。

○井上敏文議長

次の質問に入る前に、質疑の途中でありますが、三苫議員が来られております。遅れた理由など弁明をお願いいたします。三苫議員。

○三苫紀美子議員

すみません、御迷惑をかけますが、今日は最低の健康状態ですので。全てこれからしっかりと聞いて、勉強させていただきます。オーケーです。了解です。

○井上敏文議長

三苫議員に、体調不良はあったにせよ、連絡だけは必ずしていただきたいと思います。

町長から先ほど意見がありました。私たち議会として何事もなかったかのように進めるのはいかがなものかと、こう言われておりますが、私は議会としてこれを看過するものではありません。本日の審議が終わった後、全協を開いて、皆さんと協議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

７番池田議員。

○池田和幸議員

ちょっと町長の答弁についていいですか、さっき町長も発言されたので。

一議員に対して、ああいう言葉はよくないと思います。終わった後、前回もありました。やはり我々議員は議員で、執行部は執行部です。だから、ここの場であああいう発言は私はよくないと思うんですよ。ちょっと待って。まだ言いよる。

それで、その辺は我々もさっき議長が言われたとおり、終わった後、話合いをすると。前回もそういうことがありました。今回もこの議場の場で一議員に対しての発言ですよ。我々はみんな議員としての活動をやっています。今日たまたまそうで、前もそうだったかもしれません。それは一議員が恥じることであって、それを町長たる者が言うことじゃないと私は思います。いいですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

お言葉ですけど、町長だからこそ言わないといけないと思っています。議員は議員、執行部は執行部とおっしゃっていますけど、我々執行部も含めてこの議会には臨んでいるわけです。先ほど暫時休憩、９時10分再開と言われました。その間にでもお越しになるのかなと思っていましたけれども、実際入ってこられるときにはおられませんし、そこはちゃんと経過も御説明いただかないと、我々はずっと待っているわけです。ですから、誰かを個人的に誹謗中傷したつもりは全くありません。ただ、特定の議員の方が今回遅れておられるから、それはきちんと我々にも言ってもらわないと、何のためいるのかが分からないですよと。しかも、傍聴もおられます。傍聴の方は皆さん方が出ていった後に来られました。多分、何も御存じないんですよ。だから、まさに今回、土日、傍聴者を増やそうと思って休日議会までされて、町民の皆さんにも聞いてもらいたいとおっしゃっているんだったら、議会は議会、執行部は執行部じゃなくて、まさにこの議場のことですから、議員だけじゃなくて我々執行部、そして、さらに言うなら、もとより傍聴の方にもきちんと事情は共有をしてくださいと。

だから、先ほども、この後、終わって全員協議会で議会ではやるからとおっしゃいましたけど、そうじゃなくて、我々執行部と町民の方にも、ここの議場におられる方にはきちんと共有をお願いしたいということを言っただけです。私だから言わないといけないと思っています。

○井上敏文議長

池田議員。

○池田和幸議員

議会ですので、手短に言います。

そしたら、町長はその後の、我々が暫時休憩の後に議長に一言こういうことを言ってくださいというようなこともできたんじゃないですか。傍聴者もいらっしゃる中であああいう発言をされるということは、やっぱり私はよくないと思っております。

○井上敏文議長

町長、簡潔にお願いします。

○町長（山田恭輔）

特定の個人の誹謗中傷につながらないように配慮した上で申し上げています。ただ、先ほ

ど皆さんが入場されました。議長が席に着かれました。再開しますとそのまま進行されましたので、言う機会はありませんでした。だから、その前にでも事情を説明してもらって、じゃ、言うてくれんですかと、傍聴に来てありますよということでもあるなら、それでよかったですよ。でも、そのまま淡々と進んでいるから、御質問をいただいて最初に答弁する機会にでも言わないと、このままずるずると進むのはよくないと思ったから申し上げたということです。

○井上敏文議長

再開する前に遅延の理由を述べよということでありますが、本人からの状況が分からなかったので、会議は続け、本人が出席したときに弁明をせよというふうなことで進めたわけですので、その辺は御理解を願いたいと思います。

審議に入ります。

報告第４号、一般会計補正予算の専決処分について、ほかに意見のある方。７番池田議員。

○池田和幸議員

３ページの先ほどの生徒奨励補助金の件ですけれども、これは、スポーツ基金のことは説明が何もありませんでした。スポーツ基金としての形では、何もこれから――これからというかな、これに対して補助的なことは考えておられないのかなという質問ですけど、いかがですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

池田議員の御質問にお答えします。

こちらについては、あくまでも中体連に出場された生徒への補助金になります。ですから、中体連以外で九州大会、全国大会等々あっておりますけど、それについては社会体育のほうのスポーツ・文化補助金のほうで支給をしております。

以上であります。（「財源は」と呼ぶ者あり）

財源については、社会体育のほうは一切使っておりません。

以上であります。（「基金のほうは」と呼ぶ者あり）

基金は使用しておりません。

以上であります。（「何で基金を使わんのかと」と呼ぶ者あり）

こちらについてはあくまでも中体連ですので、学校教育になりますので、社会体育の予算は使用しておりません。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

社会体育しか使えないんですか。いや、だって、今度文化も入っていますよね、スポーツ・文化。そういうことでは一緒じゃないのかなと思いますけど、違いますか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

あくまでも中体連のほうは、今までも学校教育の予算のほうで支給をしております。文化も含めてスポーツの社会体育のほうは、生涯学習のほうの予算、スポーツ・文化基金のほうで支出をいたしております。

以上です。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

関連で。なぜこういうことを言うかというと、坂元課長、スポーツだけのときにはスポーツ基金はあまり減りよらんやったとです。今度文化を入れたときに、文化活動、あれは中体連とかなんとかじゃないでしょう。文化部、合唱とかは、中体連といって競技に出るわけじゃないです。あの人たちはこのスポーツ基金から出だしたんです。それで、どんどん減っていったんです。でも、私の記憶では、中体連の結果があれで、スポーツ基金から出ていたと思うんだけど、そこら辺は中体連の結果によってこのスポーツ基金から出た経緯はないですか。そこら辺はちょっと調べてもらって。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

こちらの生徒奨励補助金については、中体連及び全国合唱コンクール連盟の大会に出場する場合に支給するということになっておりますので、音楽部については、こちらの生徒奨励

補助金のほうから支給をしております。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

だから、スポーツ、それに文化を入れて、今、スポーツ・文化振興基金になったですね。文化を入れたばかりにこの基金がだあっと減り出したんです。九州大会とか全国大会、その当時、合唱コンクールとかなんとかで沖縄に行ったんですよ。そのときにスポーツ基金からぱっとお金が出たので、一気に減ってしまった。だから、今まで何も動きがなかったのにスポーツ基金がえらく減っているねと思って私が質問したら、合唱コンクールに出た子供たちが頑張ってくれて、九州大会が沖縄でありましたというようなことで、そのときにスポーツ基金を使われたと。だから、今書いてある生徒奨励補助金じゃなくて、その当時はスポーツ・文化振興基金を使われたと思うんです。そういう経過があると思うんですけど、そこら辺はちゃんと調べて。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

いろいろありますけど、先ほどから言っているとおり、質問いただいた議員に対して理解いただくのはもちろんですけど、傍聴されている方、テレビで見られる方、それこそ将来的にはユーチューブで見られる方もおられるし、それ以外の議員さんたちも含めて同じ土俵でというか、情報を共有して議論を闘わせないと、聞いている人は何の話をしているかさっぱり分からんということじゃいけないと思うんですよね。

今回、先ほど御質問の向きは、江北町にはスポーツ関係の基金があったろうと。今回こういう予算を使うんだったら、そういう基金を財源にしてされないのかということが多分最初の御質問の趣旨だったんじゃないかなと思います。

御存じのとおり、江北町スポーツ・文化振興基金条例というのがあるんですよね。御存じのとおり、自治体は基金をつくるときには条例を決めて、目的を明らかにしないといけないということになっているんです。ですから、これも特定の目的の基金条例だということなんですけど、設置の目的が書いてあります。「スポーツ・文化の振興普及を図り、生涯に亘る学習意欲を喚起するため、江北町スポーツ・文化振興基金を設置する。」と書いてあります

ので、そういうふうに大きな目的でいけば、今回のこの予算を基金から出すということも多分できなくはなかったかなと思いますが、今度、執行部が言っていたのは、大きく――今、残高は幾らやったですか。1,700万円ぐらいなんですよ。だから、スポーツ関係は絶対ここから使わないといけないということになっているわけではないものですから、この基金を使うかどうかというのは、一般財源との兼ね合いもあって、検討というか、整理をされているということが多分教育委員会の説明なんじゃないかなというふうに思います。

ただ、過去の事例の中でも、いわゆる中体連、もしくは中体連の体は体育ですから、文化は違いますけど、同じように中体連的な、要は江北中学校の生徒が行くのもこれから出した事例があったんじゃないかということであれば、それは教育委員会が事例を確認して、また報告をしてもらえたらなと思います。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

ですから、池田議員はちょっと考えが違うかも分からんけど、この基金を使えば補正なんか必要ないと思うんですよ。まだ1,700万円ばかりあると。原資は2,000万円ですよね。坂元課長御存じのとおり、町内の土建屋さんの２業者が当時1,000万円ずつ出したんです。スポーツを頑張っている子供たちにこれを使ってくださいといって、これが原資なんです。その当時2,000万円あった基金が全然減りよらんやった。しかし、文化の人たちも頑張って、今度は九州大会に行くようになって、そういったお金をどこから出しようがないというか、あれがないから、ここから出せんかというようなことでスポーツ・文化となったんです。牟田教育長、聞いとってよ。何で文化をつけたかというと、中学校の音楽部が合唱コンクールとかなんとかに行っている子のために文化をつけたんです。だから、この基金は文化の人たちにも使えるようになったんです。それはイコール、坂元課長がさっき言った、そういった大会に行くための基金を崩してでも補助しましょうということで使えるようになったんだから、そのスポーツ・文化振興基金を使わん手はないわけよ、俺から言わせるとね。どんどん使ってもらっていいんです。ただ、補塡をしてもらわないと、ゼロになると何もないわけだから。

だから、今回のように途中で600万円ばかり必要になったと。そしたら、取りあえず基金を崩してでも出しておこうかというような形にできるんじゃないですかと。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

財源を基金にしても補正予算は要ります。一般財源を充てるか、基金を充てるかだけの違いなので、育英資金の貸付金みたいな話じゃないものだから、補正予算としては要りますので、あとは先ほどから言っているように、この基金を充てるかどうかというのは、当然1,700万円しかありませんから、そういう中であえて基金を充てたほうがいいのかどうかということは、予算編成の中では議論する必要があることかなと思います。

さっき財政係長が来てくれて、合唱部はこの基金を財源に出した事例はないというふうに言っていました。だそうです。じゃ、改めて教育委員会からも調べてもらいましょうか。財政のほうで確認を今していたようですけどですね。それはどうなんですか、議案審議の後でもいいんですか。（「後でもいいです」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

その答弁はまた後で答弁することでよろしいですか。（「途中やったけん」と呼ぶ者あり）

７番池田議員。

○池田和幸議員

実際、私も西原議員が言ったスポーツ基金は、ここまで言おうかなと思ったんですけど、実際、８年度が96万４千円しか現額は組んでいなかったので、そのスポーツ基金から出すのは多分無理かなと思っていました。ただ、私はスポーツ基金からは出せなかったかというだけの質問だったけど、いろいろ話が大きくなりましたけれども、それはある程度考える余地があるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁はいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

物価高騰支援事業の追加補正ということで、928万６千円出されております。それで、この間、この問題で２日前に討論しました。そのとき、私は全然思いもつかなかったことを、町長から答弁をもらいました。何かというと、悪いことではないんですよ。この取組には、いわゆる町民税など払っていない人については除外すると、分かりやすく言ったらですね。

それに対しての町長の答えは、これは全町民が申請はしていいんだと言われたんですね。ただ、申請をしても、さっき言ったように町民税とかなんか滞納があったら、それは対象にしないとは言われなかったけど、そこでいろいろ検討するということで言われたと思います。検討するとまでは言っていないですけど、そこで、最初に聞くんですけれども、いわゆる滞納されていた、利用料も含めてですけどね、そういう人が申請をされたのは何件あって、それを承認されたのは何人なのか。

○井上敏文議長

町民生活課長。（「よかですか」と呼ぶ者あり）山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回２件申請をされて、審査をする中で２件の方が該当されるということでしたけれども、最終的には完納していただいたので、交付決定をして、補助金も交付済み、もしくは交付予定になっています。２件です。

○井上敏文議長

よろしいですか。６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

今回の追加補正については、除外規定は書いてありません。それで私が思ったのは、これから追加予算でされる分については除外規定はないということで、今言われたように、前回の、いわゆる滞納した分を払えば支援が受けられるということじゃなくて、そうでない人も支援が受けられるという理解でいいですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

そういう理解ではいけません。というのは、制度そのものは最初から変えておりませんからですね。今回、あくまでも財源が不足した分を補正予算として専決させていただきましたから、最初は滞納されていたら交付決定しなかったけど、この予算からはそれでもしますということにはなっておりませんから、制度はあくまでも変えておりませんから、当初に議決いただいた予算も今回補正で専決をさせていただいた予算も取扱いは変わりません。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

結論から、私の要求は、追加補正予算をしているなら、討論もしましたように、全町民が受けられるように、この際、この除外規定を取っ払うということが必要ではないかと思います。

これはまだ、期限は８月19日以降を対象にしておられますよね。大体希望、何というか、この金額ですね、申請の数というのも決まっているということですかね、それとも予想ですかね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

決まっている分と予想とを組み合わせて今回補正を組ませていただきました。今回、一般質問の中でも少し申し上げたと思いますけど、議会の皆さん方にはあらかじめ御説明を申し上げて、例えば、受付の途中で、ここで予算いっぱいだから後は受け付けませんというようなことはしないでいいように、予算を超えることがあったとしても、少なくとも申請のほうは当日は受付をさせてもらいたいということで申し上げましたし、その後についても専決をさせてもらいたいというふうに申し上げました。

ただ、だからといって、このまま無制約に受付を続けてしまうと予算そのものが物すごく膨れ上がるので、そうやって専決をさせていただくというのと併せて、ちゃんと町としてもキャップをはめますと、ここまでというのをですね。それが８月３日に購入を済まされた方までにしますというふうにさせていただきました。このことによって、少なくとも締め切る前に買われた方の分は対象にできますものですから、それをもって受付終了ということにさせてもらっていますけれども、ただ、買ってはいるけど工事が済んでいないという方もまだおられたんですよね。多分まだおられるかもしれません。申請をまだされていないという方もおられるかもしれませんので、ここはきちんとした数が把握できませんでしたので、見込みを立てて、既に受付をしておられる方の分、それと、これからそうやって申請をされるであろう方の分を合わせて補正予算として専決させていただいたということです。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

もともとは期日は来年１月でしたよね。予算がオーバーしたからということで今回またされるんですけれども、私は期日の問題も含めて、そして、物価対策ということも含めて、先ほど言いました除外規定をやっぱり外すべきだし、申請はできるということでいいですね。申請は、申請の用紙があるんですか。私はその除外規定について、これは引き継いであるということについて私は問題だと思いますから、追加予算には賛成ですけれども、趣旨については反対ということを表明したいと思います。

○井上敏文議長

一般質問でも十分議論されておりますので、クーラー補助金の議論はここで終わりたいと思います。

ほかに。７番池田議員。

○池田和幸議員

すみません、エアコンの件ですけど、一般質問で私も期限を決めることはできないかという質問で、町長のほうから来年１月ということで一応しているのでということで言われたんですけど、できれば今議会が終わって、補正もついた分を、町民の方に忘れていませんですかというような何か広告をされてはどうかなと思いますけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

実はこの議会が終わらなくても、これは専決処分させてもらっているものですから、もう既に補正予算として我々としては執行を今しています。そうしないと、既に申請されていた方の分もお支払いができなかったので、だからこそ今回専決で早めにやらせてもらっているんですよね。その上で、１月末までぎりぎりになって出されないようにというのは分かるんですけど、なかなか町内放送なんかで、中には今から買う準備をしようとしていたけど、締切りになったということで買えなかった人たちもおられると思うんですよね。だから、あまり刺激するようなことはせんがいいかなというふうに思っておるものですから。

今回、池田議員からも物価高騰対策、よく練れたかということで、よく練れました。眠ったわけじゃなくて、よく練ってですね。ただ、今回よく考えてみると、この間みたいに後申請にしていたものですから、買って工事を済んでからの申請だったので、今回、期待購入者みたいな方の対応をしないといけないようになりましたものですから、その制度のやり方、

どっちが正解ということはないんですけど、今からまたいろんな支援をしないといけないと思いますけど、そこは考えないといけないかなと思います。

今、どのぐらいですか、執行状況。そんなにないという言い方はちょっといけませんけど、しかも、買われた方はエアコン代、工事費もまず自分で負担をされているものだからですね。だから、多分早くもらいたいというお気持ちなんだろうというふうに思いますので、しばらくは待って、また１月末ぎりぎりには、もし万が一申請を忘れている方はおられませんかねというのは、最後の最後なので言わないといけないかなというふうに思いますけど、今のところはかつがつ来てはいるものですから、ちょっとこのまま様子を見させてもらいたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、報告第４号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第３号）の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第２　議案第39号

○井上敏文議長

日程第２．議案第39号　公益的法人等への江北町職員の派遣に関する条例を議題といたします。

質疑を求めます。６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

議案第39号　公益的法人等への江北町職員の派遣に関する条例、これで私が聞きたいのは、職員の派遣期間の問題ですね。３年以内（５年まで延長可能）だということですけど、この延長の期間というのは５年までということで決まっているかどうか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

職員の派遣期間については、法律のほうでは３年を超えることができないということでありますけれども、派遣団体との合意により派遣職員の同意を得て派遣を延長することになる場合は、引き続き５年を超えない範囲内においてこれを延長することができるということでございます。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

５年が期限ということですね。ここには派遣期間終了後の更新可能という形で書いてありますよね。だから、現場との話合いの中で延ばせるという理解ができると思うんですけど、どうですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

それに加えて、もちろん本人の了解ということが必要になってきます。というのも、以前から自治体の職員の派遣というのは、いろんなところに行われていました。ところが、明確な根拠がなかったものですから、派遣される職員の処遇であるとか身分が不安定だという問題があったんですよね。例えば、中には一回職員を辞めて派遣される人間がおったりとか、あとは分限休職といって、要は病気、心身の故障で休職しているのと同じような扱いで派遣をする必要があるとか、現行制度の中でいろいろ工夫しながら、あと、地方自治法に基づく

派遣とかいろいろあったんですけど、そこが明確に根拠がなかったものですから、国のほうで自治体が職員を派遣するときのルールということを決められました。その中には、今申し上げたように、法律の趣旨が職員の身分、処遇の不安定化を防ぐということで、当然本人の同意があった上で派遣をするというふうに、どちらかというと職員保護のための法律でありますし、そのためには条例が必要だということなので、今回は条例をきちんと制定させていただくという趣旨です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

そしたら、先ほど聞きました派遣期間終了後の更新可能というこの分は、５年以上という受け止め方じゃなくて、職員を辞めるということが前提ということになるんですかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

辞めなくてもいいように、この法律、条例ができたということなんですよ。例えば、国家公務員と地方公務員は兼ねられないんですよね。だから、よく中央官庁からいろんな自治体に職員が来られていますね。あのとき、一回国家公務員を辞めてあるんですよね。退職して、採用されて来ているんですよ。実態は人事交流に基づく派遣なんですけどね。それとか、例えば、何とか公社とかありますね。ああいうときには一回職員として休職処分を受けて、病気と同じように、そして、派遣をされていたという実態がありましたので、そういうふうに身分、処遇が不安定にならないように、法律できちんと職員の派遣ということが書かれました。

やっぱり派遣されている人からすれば、行ったきりなんじゃないかという不安にさいなまれるわけですね。派遣という言葉の、言ってみれば移籍みたいなことになると、職員も本籍は当然そこの自治体なものですから、だから、１回の単位は延長しても５年という単位で管理をしていきましょうというふうになっているということです。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

５年以上でもいいという捉え方でいいということですね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

１回は５年を期限にしなさいよと。例えば、最初からあなた20年間行ってきなさいなんていうことはできないということなんですよね。ですから、５年を１つの区切りにして、３年で、延長で５年というのを一区切りにしているということです。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

本人が望めば、５年を超えても職員としての身分は残るという捉え方でいいんですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

身分はずっと残っています。地方公務員という身分が外れることはありません。ただ、地方公務員という身分があるということは、地方自治体の公務に従事しないといけないわけですよね。それを地方自治体の公務じゃなくて派遣先の仕事をしてもらうと、身分は持ちながらですね。逆に言うと身分をずっと持ってもらうための法律であり、条例だというふうに御理解をいただきたいと思います。

それと、本人が希望すればじゃないです。同意があればなものですから、本人が行きたいと言ったから行かせるわけではなくて、あくまでも派遣先の要請、そして、我々の事情、その中で実際派遣する人間を決めて、本人が同意をすれば行っていいということなので、もちろん希望はあるかもしれませんよ。この際、役場に戻らずずっとここがいいとかいうのはあるかもしれません。ただ、それはあくまでも希望レベルであって、希望すれば残れるとか、そういう話ではありませんから、そこはぜひ誤解のないように。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

総合的に考えれば、５年に限らないと捉えていいですね。一応５年としていますけれども、

総合的に考えれば、５年は超えるということもあり得るという捉え方でいいんですか。それとも５年は変えないということですかね。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

１回の派遣という意味では５年を超えることはありません。ただ、その５年が、それこそ望まれて、そして、本人も同意すれば、また引き続きになりますけどね、次の派遣ということはありますけれども、最初から５年を超えていることはありませんということです。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

了解です。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

関連ですけど、そしたら、一応３年以内となっているので、３年ぐらいのときに本人さんの聞き取りをされるのか、そこで本人さんがどうしてもほかのあれに戻りたいというか、ほかの職に就きたいという考えがあれば、その余地があるものなのか。

それともう一点、第２条の中に地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員とありますけど、幼児教育センターの職員というのは基本保育士ですから条件付職員になるのか、そこら辺が分かればお願いいたします。（発言する者あり）議案説明の第39号の４ページ目、公益的法人等への江北町職員の派遣に関する条例の、市長から出ている議案第39号の説明の中よ。（「議案説明の内容ですね。条例の内容でしょう」と呼ぶ者あり）そうそう、条例の内容、４ページよ。（「議案書の４ページですね」と呼ぶ者あり）議案書の４ページです。４ページの第２条の(2)。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ごめんなさい、１問目は何だったですかね。（発言する者あり）分かりました。

ですから、希望すればとか、本人の希望に基づいて、私はあそこで働いてみたいから行かせてくださいというようなことではないんですよね。あくまでも組織と組織の、言ってみれば職員の派遣の話なものですから、ただ、派遣される職員については一定保護されないといけないということなので、本人にも確認して、派遣しますよと、はい、分かりましたといって初めて派遣ができるということなので、もし行きたくなければ行かなくていいのかという意味でいけば、同意しないということだと思います、本人がですね。（発言する者あり）いやいや、辞めんでいいです。派遣について同意しないというだけと言えば、だけですけどね。（発言する者あり）いや、例えば、ちょっとあり得ないですし、あり得ないですからこそ例に例えますけど、うちの山中総務政策課長、例えば、どこかの自治体で、うちの役所はばらいなっとると、やっぱり立て直したいので江北町を参考にしたいと、ぜひ江北町から誰かを派遣してほしいと仮に要請があったとしますね。そしたら江北町も、そんなに言うならば、うちも虎の子じゃないですけど、それなら山中課長に行ってもらおうかと、派遣をしようかと。山中課長、○○町に例えば３年間派遣をしたいと思っているけれどもどうねと、同意しますかと。同意しますと言ったら、ありがとうと。じゃ、よろしくねと言って、行ってきます。でも、いやいや、私はもちろんそういう気持ちはあるけれども、まずは役場の中の仕事を私も優先させたいので同意はしませんと言ったら、そのまま総務政策課長でいるということです。（発言する者あり）ああ、なるほど。今回想定されているケースでいえばですね。

ただ、そのときは、言ってみれば江北町として保育士の業務というのはもうなくなるわけですから、そのとき初めて、このまま派遣には同意しませんということであれば、恐らく行政職とかほかの仕事をしてもらわなければいけない。ちょっと厳しいことを言うようですけど、実は地方公務員法では、町がやっている仕事がなくなれば免職するということになるんですよ、仕事がないから。だから、実は転任をしてもらって、ほかの仕事に就いていただいているということになるものですから、仮に同意をされなければ、今、公私連携をスタートした後には保育士の業務は町にはなくなりますから、ほかの業務に当たっていただくということになるということです。

それと、さっきの条件付の話。条件付というのは、新規採用職員から６か月間は条件付なんですよね。というのは、見習と言うと言葉はよくありませんけど、そういう見習期間の職員は派遣はさせませんよと、それはそうでしょうね。そういう規定です。

○井上敏文議長

よろしいですか。８番西原議員。

○西原好文議員

先日、勉強会の折にその下の給与のところで、原則、派遣期間中は給与を支給しないとなっていた中で、坂元課長は条例によって給料を出すことができるというのは、その次のページ、５ページの第４条のこの項目で支給されるということね、100分の100というは。そういう理解でよろしいでしょうか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

我々公務員というのは、公務に従事しているからこそ給料をもらえているんですよね。だから、さっき身分の話がありましたからですけど、公務員だからというだけで給料をもらっているわけではありません。あくまでも公務に従事しているから給料をもらえるんです。

派遣されるということは、江北町の仕事じゃない仕事をするわけですよね。だから、派遣された職員の給料を江北町が持つということは基本的にないというのが今のこの条例の規定なんです。ただ、そこははっきり明確に分けられればいいですけど、分けられないときに給与の支給の方法とか給与の負担の問題とかいうことを、まさに協定なんかできちんとする必要があるということですけれども、原則は江北町役場の仕事をしていなければ、派遣などでですね、江北町として給料を払うことはできません。これは違法になります。ですから、我々その分の給料は、逆に返してもらわないといけないような話になります。ですから、ここはきちんとルールを決めてやらないといけないんですけど、原則は派遣先の仕事をするわけだからですね。だから、江北町では払えませんよという規定になっていると、原則はですね。

○井上敏文議長

了解ですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第39号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第３　議案第40号

○井上敏文議長

日程第３．議案第40号　江北町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。８番西原議員。

○西原好文議員

これは勉強会の折にお願いをしていたと思うんですけど、上分の事例は勉強会のときに説明をいただいたし、議運のときにも土地の購入あたりで分かったんですけど、南郷だとか八町北の事例が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

この認可地縁団体については、これまで自治会、町内会等が法人格が認められていなかったということで、土地、建物を所有していても団体名で登記することができなかったということから、実質的に自治会、町内会の所有であっても会長個人や役員の共有名義などで登記せざるを得なかったというもので、その後の名義人の死亡や転居等により名義の変更や相続などの問題が起きているということで、平成３年に地方自治法の一部が改正をされまして、一定の手続で自治会や町内会が法人格を取得して団体名での不動産登記ができるようになったということであります。このような問題があって、町内の南郷、上分、八町北といったところは認可地縁団体の資格を取得されているということでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

そういう事例が、今、課長が説明されたことによって八町北とか南郷でそういった土地の

取得とかなんとかがあったんですかというのを聞いているのに……（発言する者あり）具体的な例と言ったじゃないですか。だから、上分の場合は土地を取得されているわけでしょうが、駐車場としての土地を。南郷とか八町北はそういった事例がありますかということ、土地を取得したりなんかした事例が。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

これも言ってみればウォンツとニーズというか、集落営農も今、法人化とか、こういう区の単位も今、法人化というか、認可地縁団体。というのは、人間関係が希薄になったりとか多様になっている中で、今までのように同じ区に住んでいるんだったら誰か、例えば、区長さんがずっとやってくれればいいみたいな時代ではだんだんなくなってきているものだから、きちんと法人をつくって、例えば、いろんな契約関係とかなんとかはせんと、区長さん自身の負担も大きくなっていると。個人の名前でする必要があるからですね。ですから、各区によっては今後、例えば、建て替えとか、上分は土地を買われたんですけどね、そうしたことも計画の検討を今されておられるようです。

ただ、今からそういうことで機動的に区の活動をやっていくに当たっては、認可地縁団体をここで取っておったがいいということを判断されて今やっておられるので、今、具体的に何か目的が、こういうことを予定してありますということはひとまずはないということです。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

だから、勉強会のときに議長が、お地蔵さんのところの土地のあれさと教えてくれたじゃないですか。それを議長に聞きに行けばよかったろうもん。どっちだったですか、南郷だったですかね。

○井上敏文議長

南郷です。

○西原好文議員（続）

南郷のお地蔵さんのところの土地辺りを取得するときにそういったあれを使ってあるじゃないですか。だから、昔の職員だから知ってあったわけだから、そういったところが事例で

ありますかといったときに、今、議長がぽろっとあそこのお地蔵さんのところの土地さと言われたなら、それを聞きに行かれたらいいのに、そういったところの土地の取得ですよということで。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

お地蔵さんの話は私は知りませんでしたけど、そうしてそれぞれの区で、先ほどの繰り返しですが、機動的に区の活動を進めていく中ではきちんとした法人格を持っていたほうがいいということで、個別にはいろんな事情はあるでしょうねということです。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方はありませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第40号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第４　議案第41号

○井上敏文議長

日程第４．議案第41号　江北町幼児教育センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題といたします。

質疑を求めます。８番西原議員。

○西原好文議員

これは参考資料の中の３ページに、12月に財産譲渡とありますよね。あそこの土地、建物を町として手放されるという考えだろうと思うんですけど、そこまで、やっぱり財産の譲渡までしないといけんのかなというようなことで、そのお考えをお聞かせ願いたいのと、今後の幼児教育センターを社協に委託されるというようなことですけど、今後、大規模改修等が必要になってくるわけです。もう既に傷んでおるから。そういったときには、社協自体がそ

ういった計画を持ってされることになろうと思うけど、町のほうが手助けしたりなんかせんですよね。そこら辺はちゃんと説明ができますか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

まず１点目、土地は貸します。建物はやります。（発言する者あり）だから、譲渡は建物の話ですね。土地は貸します。何でわざわざそんなことをする必要があるかというと、認可を取らんといけないんですよね、こども園というか。そのときに審査があります。そのときには、やはり運営が継続的にできるのかということを、人的、また、物的に県のほうから審査をされます。実際こども園を運営していこうとしている土地や建物にきちんと権限を持っているかと、権利をですね、というところが大きいんですよね。ですから、今回は少なくとも貸付けでもいいということでしたので、土地のほうは貸しますけど、建物は譲渡するというふうにしていますので、逆にそうしないといけないということなんです。

それともう一つ、先ほど改修が必要だと。だからこそと言うといけませんけど、まさに公設民営というスタイルを取ることによって、民間であれば受けられるいろんな国や県の補助を受けてもらえるように今回やろうとしているわけですね。町のほうは、まさか公私連携とかいって応援せんやろうもんと言われますけど、ほかの民間にも町は補助をしています。ですから、ほかの民間と同じようには当然しないといけないです。そこはいいですよね。ですから、それが原則であります。

以上です。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

だから、今からそういった補助金あたりの申請に公私連携をしたほうが有利なわけでしょう。それは分かるんですよ。財源が確保できました。いざ、大規模改修をしましょうといったときには、町のほうがそういった手助けと言うといけないけど、職員を派遣してでも、そういったこともされるのかというのと、もう一点、それに関連してですけど、今、私たちは幼児教育センターの審査をしますよね、決算とか何でもね。そういったことのチェックというのは社協の理事さんたちがされるんですか。そこら辺はちょっと厳しいんじゃないかなと

思うんですけど、そこら辺が分かればお願いいたします。（「何を理事さんたちがと言われましたかね」と呼ぶ者あり）ここで審議をするじゃないですか、幼児教育センターの職員からいろんな予算とか決算について。その審議を今度は理事さんたちがされることになるんですかと聞いています。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

町内、私が町長になってからも保育園は何個もできたですもんね。今、当然民間でやられています。それぞれにやっぱり理事さんがおられるわけですよ。その理事さんの顔ぶれと今の社協の理事さんの顔ぶれを見て、決して遜色はありません。というか、大分兼任されたりしているものだからですね。ですから、役場じゃなくなったからという不安は分からなくはないですけど、ほかの民間の保育園はそういうふうにされていますし、今回は公私連携ということですから、当然ほかの民間のことを知らぬ存ぜぬということには多分ならないです。だからといって、今言われたように、スポットで職員が手伝うということではなくて、今回まだ派遣の陣容が教育委員会ははっきりされていません。多分、保育士だけじゃなくて事務職員も行かなければならないと思っています。

というのは、今、実際保育園関係の事務はこども教育課でやっているものだから、今度はある意味、言ってみれば半官半民というか、民間のこども園と同じようになる。皆さん御存じのとおり、どこの保育園にも事務長さんがおられたり、事務の方がおられたりしていますね。ですから、それと同じような体制は組まないといけないから、社協が自前で調達しますと言うのか、やっぱり人材的には町のほうからお願いしたいということなのかはこれから教育委員会が話し合わないといけないと思いますけど、単純に保育士だけが行くという話ではなくて、一つのある意味民間の保育所ということになるものですから、ほかの保育所並みの体制というのは組まれないといけないというふうに思います。

以上です。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

同じこの条例の概要、幼児教育センターの問題ですけれども、この間も説明は聞いている

んですが、もう少し聞きますけど、経過措置というところを読んでみますと、改正前の江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の規定により徴収すべきであった利用者負担額、延長保育料及び乳児等通園支援の利用者負担額の徴収については、なお従前のとおりと。条例をこのまま使うということだと思うんですけど、これは保育園関係ですよね。この間聞いたときも、いわゆる保育料とか延長保育料の滞納についての対応だと思うんですよね。

聞きますけれども、金額は結構ですけど、どれぐらいの人がいるんですかね。（発言する者あり）これは滞納に関する条例ですよね。今は保育園は無料になっていますね。だから、前の滞納だと思うんですけど。（発言する者あり）おおよそで結構ですから、それは分からなかったら後でも結構なんですけど、どれぐらいおよそおられるんですか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

保育料、延長保育の滞納者はお一人でございます。

以上であります。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

１人ということですね。これは１人だったら、つくらなくていいんじゃないかと思うんですけど、つくらなきゃならないというのは、理由を少しお伺いしたいと思います。１人のためにこれをつくったということですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

１人だったらつくらなくていいじゃないかというような発想は我々は持ち合わせておりません。さらに言うなら、一人もいなくてもつくらないといかん規定なんです。それがやはりきちんと町立から公私連携に制度的にも体制的にもきちんと移行するという、これが法制的な担保だというふうに理解をしています。

○井上敏文議長

よろしいですか。６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

もちろん変わるわけですよね。ちょっと頭に出てこないから、変わるわけですけど、今後もこれはあり得るという想定をされているんですか。それは私はないんじゃないかと思っているんですけど、あるということで想定されるのか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、条例を議決いただきましたら、３月31日までは当然江北町立の幼児教育センターということになりますから、まだ今からずっと保育料というのは発生するわけですよね。これからも、３月までは少なくとも。ですから、それを考えても、今、誰もおられないからといってつくらないということには当然ならないですよね。

○井上敏文議長

６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

今後はあり得ないという捉え方は間違いということですかね。あり得ないと私は思うんですけど。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ないようにする必要があるというふうには思いますけれども、あり得ないとここで断定するのは違うと思います。断定はできません。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第41号は常任委員会に付託することに決しました。

ここで１時間半経過しておりますので、休憩を取りたいと思います。再開10時40分。

午前10時29分　休憩

午前10時40分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

日程第５　議案第42号

○井上敏文議長

日程第５．議案第42号　令和８年度江北町一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

質疑を求めます。８番西原議員。

○西原好文議員

事項別明細の９ページ、財産管理費になると思います。事業説明の１ページ、隣の農地を今度、町の駐車場として借入れされようとしておりますけど、説明会の折、今回は砂利仕上げとし、一定期間転圧をされるということでしたけど、転圧期間というのはこれでいえば６か月になるものなのか、繰越しまでちゃんと考えられているみたいですけど。それで、勉強会の折にも言いましたけど、砂利だとＵ字溝には水はのらないと私は思っています。ですから、そこら辺で工法的に考えられたほうがいいかなと思います。

それともう一点ですけど、事項別明細の13ページ、工事請負費の1,000万円です。事業説明の４ページ、私たち総務と産業のほうも合同で視察に行きました。道路ののり面が膨れているところなんですけど、今回、ブロック積みの工事をされるようになっておりますけど、仮設に水路進入路の仮締切りだけを書いてあります。鋼矢板の使用はされないのか。以前、水路の工事のときには矢板を打って、崩れないような策を取ってからブロック積みをしたのを思い出して、今回、長年と言うといけないんですが、長期にわたってここを使用されていて、クラックあたりが結構道路に入っているというようなことで、地盤的にはひびが入っている状態なんですよね。そういった中でブロック積みを、一番高いところで３メートル30だから４メートル近い下まで掘り下げるのに、矢板も打たんで工事が果たしてできるのかというようなことでお尋ねいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の１問目の御質問にお答えしたいと思います。

砂利仕上げで、どれくらい転圧をかけるかというようなところだったと思いますけれども、工事の期間として約６か月ということでしております。砂利仕上げまでというようなところで、その後、転圧をかけた上で、状況を見ながらということになろうかと思いますけれども、今回、砂利仕上げについては、この計画地が軟弱地盤であるということを考慮いたしまして、１次の施工は上層路盤までとして、その後の沈下状況を確認した上で最終施工時に路盤の補修改良を行うことを想定しているというものでございます。また、必要に応じて、アスファルト乳剤の散布等により防水、防じん対策を施工時に実施することで一定の対応が可能ということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

農道西分５号線の護岸改修の仮設工についてでありますけれども、仮設については、水路の両サイドを、水路を止めまして下側から施工する予定としております。

矢板の設置については、今、担当のほうと確認して、改めてお答えさせていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

まず、１点目の庁舎横の土地なんですけど、改良土あたりを持ってくれば、そんな長期に転圧したりする必要はなかったんですよね。ただ、改良土あたりが手に入らないということでしたので、それは仕方ないかなと思うんですけど、地形的に今まで耕作されている方にもお聞きしましたけど、やっぱり水がなかなか引かない土地であるというふうなことで、ぬか

るんだりしたら幾ら時間をかけてもなかなか硬くならないというようなことで、そこら辺は地盤改良あたりも考えたほうがいいかなと思って御提案です。

それと、２番目なんですけど、仮設で矢板を使うとなれば工事費が物すごく上がるんですよね。ですから、そこら辺は早急に矢板あたりの検討をされて、この掘削深で矢板も打たなくて大丈夫ですよというようなことで施工されるならいいですよ。ただ、ちょっと無理かなと思います。特に民地と隣接しているものですから、そこら辺は民地に影響がないような施工方法を取ってもらいたいなというのが私の希望ですけど、そこら辺は早急に矢板の検討あたりはされたほうがいいかなと思いますけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

いつの議会だったですかね、我々江北町役場としての技術力の低下みたいなことを御指摘いただいたりしたことがありました。そういう中で、当然体制というのはなかなか変えられないものだから、今は外部の機関の支援も得てやっているところであります。

ただ、そうはいっても、幸いうちは建築関係も土木関係も職員はおるものですから、特に若い職員、今はどちらかというと何でも発注して、予算執行管理人みたいなところが、以前からですけどね、うちだけじゃなくて、そういうところがあるんですけど、今回のこういう駐車場のところとか護岸のところとかは、ぜひ積極的に若い技術の職員も関わって、逆にいろんな事業者の皆さん方と打合せをしたり、また、その中から知識を得るとか、超難工事とかだとなかなかそういう若い職員に任せたりできませんけど、この２つは簡単とは言いませんけど、そういうふうに我々の経験にもつながるんじゃないかというふうに思っておるものですから、今回御指摘いただいたことも含めて、しっかり役場としてまず受け止めさせていただいて、進めさせていただきたいと思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに。７番池田議員。

○池田和幸議員

これはまた総務文教常任委員会に付託になると思うんですけど、説明書の２ページ、ＮＨＫの全国放送公開番組のことですが、これで財政的に聞きたいんですけど、補正額が28万１千

円ということで、下のほうに消耗品費、それから委託料、合わせて15万９千円ということで、残がありますけれども、この残は予算書のほうに計上しなくてよかったのか、どういうふうに使われるのか。

それともう一つは、これはＮＨＫからの費用は何もなかったのか、お願いします。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

池田議員の御質問にお答えしたいと思います。

事業説明のほうには主な補正内容ということで上げさせていただいておりますけれども、残り12万２千円については職員の時間外勤務手当を予定しております。

以上でございます。（発言する者あり）

池田議員の２問目の質問にお答えしたいと思います。

一応町で負担するものがこの分だけになりますので、それ以外のものは全てＮＨＫが負担をするような形になろうかと思います。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ＮＨＫについていえば、経済的負担というよりは、これだけの資源を江北町に投入してもらうということで、今回、アンカーとしてお二人来られますけど、こういう人件費はもちろんＮＨＫのほうが見られますからですね。だから、金銭的にということではなくて、そういうお互いの役割分担の中でやらせていただくということです。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方はありませんか。８番西原議員。

○西原好文議員

あと２点お尋ねします。

13ページの工事請負費2,600万円、これは上区の例の、ここも石積みからの湧水だとか、石積みの崩壊が見られるというようなことで、早急に対応をされたことに感謝しますけど、ここはやっぱりふとん籠の上にブロック積みということで、ちょっと大丈夫かなというよう

な気がいたしましたので、勉強会の折にお聞きしました。そのふとん籠の上にブロック積みが本当に大丈夫なのかという検討をされたものなのか、そこら辺と、ここは佐藤食品の車あたりは大きい車が通るんですよね。ですから、そこら辺で道路の上あたりは気をつけておかんと上のほうがどんどん崩れていくと思うんですけど、そこら辺の検討もよろしくお願いいたします。

それともう一点、最後に、事項別明細の15ページに農地災害と農林地の災害が２つ出ております。説明の中に同じ花祭地区の農地と農林地、受益者負担分の割合が違うんですけど、そこら辺はどっちかといえば農地のほうが高くて、山林のほうが安いかなと、私どもの考えからすればですね。でも、逆なんですよね。山林が２分の１ですから高いわけでしょう。農地が３分の１ですから、そこら辺の受益者負担についての検討はどのようにされたのかというようなことを分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問にお答えします。

まず、町道畑川～電車道線の擁壁改修工事の件であります。事業説明書の５ページを御参照いただきたいと思うんですが、ふとん籠部分につきましては、下段擁壁の延長が38.5メートルのうち、ほぼ中央部の３メートル部分をふとん籠で設置いたします。なぜこのようにするかというと、湧き水がありまして、その水を逃がすためにふとん籠を設置するということであります。ふとん籠の両サイドの部分はブロック積みとしております。上段の擁壁もブロック積みということでありまして、ふとん籠部分とはちょうど重ならないというところで、重量に耐え得るということであります。

それから、２点目の農地災害復旧事業と農林地崩壊防止事業、事業説明書でいいますと６ページ、７ページ、受益者負担の違いについてでありますけれども、これについては、平成元年に農林地崩壊防止事業の受益者負担率は条例改正をいたしております。この改正のときには県内の他市町の事例を参考といたしました。当時、県内の７市４町が農林地崩壊防止事業の受益者負担を50％と設定されておったというところで、その当時、本町が70％受益者負担を取るということにしておりましたので、50％に引下げを行っている。県内の多くの市町に合わせて率を下げたということで、50％としているということであります。

農地災害復旧事業の３分の１につきましては、県内の事例を見ましても江北町は低いほうの負担率ということでありましたので、ここは変えずに現在に至っているという状況であります。

以上であります。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

そしたら、１問目については、ふとん籠と上のブロック積みは重ならないという理解でよろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

あと、２問目についてなんですけど、この地区を見てみましても、同じ花祭なんですよね。耕作者というか、地主さんは違うにしても、この図面からいえば、農地と農林地の違いで本当に負担金が違っていいのかなという感じがしましたので、そこら辺は農林地の２分の１の負担については、我が町としてはここはほとんど活用されていないところかなとも思うんですよ、家の裏なんですから。ですから、そういった負担金あたりは町独自として、よその町がどうのこうのじゃなくて、受益者負担については、できるだけ受益者の負担にならないような策を取ってもらいたいなというふうなことで、これはどうせ産業厚生常任委員会付託になると思うので、協議をしてもらいたいと思います。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

１点目のは、施工イメージが、さっき３メートルと答弁しましたけど、あくまでも構造のイメージなものですから、こう長くするということではないものですから、ここはイメージがちょっと違ったかなと。３メートルということでしたから、これでいけば10メートルと言わんようにふとん籠を並べてあるものだから、こうはなりませんよということです。

それと、分担金についてなんですけど、今、西原議員がおっしゃったことも一つあるかなというふうに思います。ただ、もともと地方自治法で住民の皆さんから負担金、分担金を取るときには条例で決めないといけないということになっているものですから、それぞれ条例があるんですよね。過去の経過を見てみますと、国とかの新しい事業ができたときに、その事業に応じた分担金条例をつくってずっと来ているんですよね。それぞれのときには考え方

があったと思います。国のほうで定められた受益者負担の割合があったりとか、また、さっき課長が説明したように、ほかの市町との並びで負担割合を決めたりとか、いろんな決め方があったんですけど、何を言いたいかというと、それぞれずっと今までいろんな事業に応じて、しかも、条例をつくって、条例で決まっているものですからですね。ただ、今振り返ってみると、おっしゃるように一つの考え方、まさにウォンツとニーズでいけば、ここまでやってきて初めて、そういう全体を見たときの考え方ということは一回整理をする必要があるかなというふうには思いますが、少なくとも今、現に有効である条例に基づいてしか我々は負担金をいただけないものですから、そこは今後の課題としてぜひ共有をさせていただきたいと思いますが、今回は条例に基づいて、これでいただくということで御了解いただければと思います。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方はございませんか。６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

事業説明の８ページのところですけれども、この施設の……（発言する者あり）

○井上敏文議長

今、審議は一般会計ですので。（「入っていないということ」と呼ぶ者あり）いや、その次にします。

７番池田議員。

○池田和幸議員

事業説明の４ページと５ページ、財政のことで聞きたいと思います。

これは緊急自然災害防止対策事業費ということでの費用だと思います。これは３年度から７年度までが事業費4,000億円ということで、国のほうでつけられた分のプラス1,000億円、３割増しという形でなっているんですけど、大体７年度までということでなって、ここら辺の意味が分かりませんでしたので、１つお願いします。

もう一つは、先ほど西原議員からも石積みのことを言われていました。私は12月議会で、これは一般質問で上げた分なんですけれども、今回こうやって事業をしていただけるのは助かりますけれども、トンネルから若干離れている箇所が今度事業箇所になっていると思います。トンネルの部分の上は今回シートをつけてもらいました。それで、町民の方からも、地元の方からもよかったと言われたんですけど、そのトンネルの上はきれいになっています。

ただ、トンネルの左、それから右、要するに今回事業をされるところまでに少し空いているわけですよね。そこの部分はどういうふうにされるのか、お願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

財源の話は今調べているようですので、管理のほうを先に言いたいと思います。

町道畑川～電車道線の除草の維持管理につきましては、地元である上区に委託をして、除草、泥上げの作業を行っていただいております。大体実施については、年に２回実施をお願いしているというところであります。地元での対応ということでお願いしています。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

財政のほうは後で聞きます。

それが、地元の方から言われたんですよ。要するに斜面にまだ草が、結局、防草シートのほうから出てきているわけですよね。課長はよく御存じだと思うんですけど、トンネルに向かって左側、あと右側は、これはシートを全然張っていないですよね。毎年草が生えるわけですよ。今回、その先がきれいにブロック積みされるわけですよね。当然、上の道路のほうもどういうふうにされるか分かりませんけど、アスファルトとの合い中ですね、継ぎ目、その辺は今回この工事費とは別だと思うんですよ。ブロックのところから下のほうに多分事業費が入っていると思うので、道路自体は何も事業費が入っていないと思います。その辺はまた同じように、せっかくきれいになるのに上のほうだけまた来年草がいっぱい生えてくると思うんですよ。だから、その辺、上区さんが草刈り、これは中山間地でやっておられるんですけど、地元の方からもどっちみちこの辺は町道だから何かできないのかという意見があっていますので、その辺はいかがですか。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

池田議員の御質問にお答えします。

当該路線の草刈りの委託につきましては、中山間とは別に町のほうで直接委託費を払って実施をしております。ですので、町道の維持管理というところでお願いしているわけでありますが、地元のマンパワーが足らないとか、そういった御事情がもしあられるのであれば、そこは改めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど緊防債というか、財源のお話がありました。多分、池田議員が先ほどおっしゃったのは、緊防債の話をされているんじゃないかなと思うんですけど、緊急自然災害防止対策事業債ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）これは既に継続されていますので……（発言する者あり）

じゃ、念のために言います。例えば、今回、うちの空調の整備なんかで使ったのは緊防債と言うんですけど、これは緊急防災・減災事業債かな、これはずっとかつがつ延長になっていました。今回、これも緊急自然災害防止対策事業債で、似て非なるものだから、これは緊防債という訳し方はしないものだから、そこは御承知おきいただいた上で言いますと、財源は今後もあるということです。

○井上敏文議長

７番池田議員。

○池田和幸議員

国の延長ということの資料の中で延長期間は５年間とすると書いてありましたけれども、７年までから５年間なのか、その辺が分からなかったので質問したわけですけど、私の質問、分かりますか。

○井上敏文議長

総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

緊急自然災害防止対策事業債、８年度から５年間延長ということでございます。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方はございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第42号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第６　議案第43号

○井上敏文議長

日程第６．議案第43号　令和８年度江北町無資力臨鉱ポンプ等維持管理事業特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

質疑を求めます。６番土渕議員。

○土渕茂勝議員

事業説明書の８ページ、この施設は何年になっているのか、お聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

土渕議員の御質問にお答えします。

東古川排水施設についてでありますけれども、昭和62年に設置をされておりまして、現在39年が経過しております。

以上であります。

○井上敏文議長

６番土渕議員。もういいんですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）了解ということですね。

８番西原議員。

○西原好文議員

最終日に重要施策で、かんがい排水の中でお願いしたいんですけど、かんがい排水の勉強会の資料として、前はそういった事業の計画書の中に長期計画、何というかな……（発言す

る者あり）そういったのをつけてもらっていたんですよ。ですから、鳴江とか城ノ井樋だとかいうのは、もう既にこの防水工事が終わっています。引き続きずっとされるかなというようなことで私も思っていたんですけど、今回、新たにこうやって予算を計上されておりますので、できれば会議のときに資料として、こういった建屋の改修あたりが、どこがいつ頃、どういった改修をしないといけんというような資料ができるようであれば、最終日までにお願いしたいなと思っていますけど、よろしくお願いいたします。これはもういいです、お願だから。

○井上敏文議長

資料の提出のお願いですね。（「資料の提出をお願いします」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方はございませんか。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第43号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第７　議案第44号

○井上敏文議長

日程第７．議案第44号　令和８年度江北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありました。本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第１項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第44号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第８～第12　議案第45号～議案第49号

○井上敏文議長

日程第８．議案第45号　令和７年度江北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第12．議案第49号　令和７年度江北町下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、既に決算特別委員会に付託し、審議することに決しておりますので、ここでの審議は省略したいと思います。

しばらく休憩いたします。再開11時20分。

午前11時10分　休憩

午前11時20分　再開

○井上敏文議長

再開いたします。

先ほどの質疑の中で答弁が保留になっていた案件について、執行部より説明をお願いいたします。まず、こども教育課長。

○こども教育課長（坂元弘睦）

西原議員から出ていた分でお答えをしたいと思います。

スポーツ・文化振興基金と生徒奨励補助金の分であります。こちらについては確認をしたところ、平成14年から平成22年までは、音楽部の合唱コンクールに対しては基金のほうから支出をしておりました。基金の残高が減ってきたということで、平成23年４月１日から生徒奨励補助金を支出しております。それ以降は、中体連及び合唱連盟主催の大会に出場された場合は生徒奨励補助金で支出をしておりますので、今現在は音楽部は生徒奨励補助金で支出をしております。

以上であります。

○井上敏文議長

地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

西原議員の御質問で保留になっていた西分５号線の護岸改修の仮設工について御説明をいたします。

矢板の設置についてですけれども、現在のところ予定はしていないということであります。水路の中側から工事をいたしますので、道路のほうには重量をかけないように施工を行うと

いうことであります。

以上であります。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

ちょっと質問していいですか、課長。水路の中側からというと、水路の中に泥か何か埋めて、水路の中に入っていくということですか。そんな工事、今まで護岸工事をするときに水路の中から重機を入れてといって、私たち経験――私たちと言うとごめんなさい、もう今は土建業はしていないから。経験がないんですが、例を挙げると、下水道工事でさえ、２メートルぐらいの管を入れるときに矢板を打つんですよね。それだけ今、地盤が弱いから、崩落を防ぐ意味でも中に切りばりといって張ってね……

○井上敏文議長

突っ張りね。

○西原好文議員（続）

突っ張りを張って、それで工事をするんですよね。そこら辺は何でかというと、結構矢板の中で挟まれて亡くなられているという事例がたくさんあるんですよ。ですから、今回は上に乗って道路の上から工事をされるから大丈夫ですかというような質問を私はしたんですけど、水路の中からというと、水路を埋めてか何かかなと思うので、そしたらまた大ごとになるから、これだけの金額で水路を埋めてというと無理じゃないかなと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長（宮本大樹）

御質問にお答えします。

水路を上下流両サイド、締切りをします。水は中を抜きます。水路の中に進入路を設けまして、現在崩れているところの施工を行うということです。重機も水路の中に設置をするという計画であるということであります。

○井上敏文議長

８番西原議員。

〇西原好文議員

多分、委員会付託になれば、産業厚生常任委員会のほうに委員会付託になるから、専門というか、議長あたりがいらっしゃるからあれですけど、あそこの水路自体は重機を入れてもあれするように硬いのかな。そこら辺のチェックというか、していますか。そうせんと、水路の中に重機を入れたりなんか、その下り道をつくってというのは分からんことないんですが、そこが疑問ですね。水路の中に下りていって工事をされるというのは分からんことないんですけど、先のほうから、家屋のある手前のほうから下り口をつくって、水路の中に下りて、水路の中から工事をされるということよね。そういうことでしょう。ちょっと厳しいかなと思うけど、そこら辺は産業厚生常任委員会のほうで質疑をしてもらいたいと思います。答弁はよろしいです。

〇井上敏文議長

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

〇井上敏文議長

それでは、休憩中に各常任委員会及び決算特別委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。大島議会事務局長。

〇議会事務局長（大島浩二）

それでは、今期定例会において、各常任委員会及び決算特別委員会に付託されました議件案について報告いたします。

令和８年９月議会定例会委員会付託議件（案）

〇総務文教常任委員会付託分

議案第39号　議案第40号　議案第41号

議案第42号　歳入全部　歳出のうち

款１　議会費

款２　総務費

〇産業厚生常任委員会付託分

議案第42号　歳出のうち

款３　民生費　款４　衛生費

款６　農林水産業費　款８　土木費　款11　災害復旧費

議案第43号　議案第44号

○決算特別委員会付託分

議案第45号　議案第46号　議案第47号　議案第48号　議案第49号

以上であります。

○井上敏文議長

朗読は終わりました。

以上のとおり各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日の決算特別委員会は９時30分です。よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時27分　散会